

<論 説>

非公開中小会社のための会計基準のあり方

——中小企業庁・日税連・会計士協会の考え方の比較検討——

西 川 登

目 次

はじめに

- 1 中小企業庁・日税連・会計士協会それぞれにおける中小会社会計の基本的な考え方
- 2 中小企業庁・日税連・会計士協会の各指針・基準の概要
- 3 日税連基準および会計士協会報告の性格と問題点

おわりに

はじめに

昨年から今年（2002～2003年）にかけて、経済産業省中小企業庁、日本税理士会連合会（日税連）、および日本公認会計士協会（JICPA）から、それぞれ中小企業（中小会社）の会計に関する指針・基準が相次いで発表された。それらの指針・基準を比較検討することにより、株式非公開の中小会社のための会計基準のあり方を考えていくことが、本稿の目的である。

2002年4月から施行された改正商法では、株式会社に義務づけられている計算書類の公告について、従来の新聞・官報によるもののほかに、自社ホームページ等による電子開示すなわちインターネット開示が認められることになった（商法283条5項）。従来、ほとんどの株式非公開の中小会社は、株式会社形態を採っていても計算書類（財務諸表）を公告せず、税務目的を主にした会計を行っていた、というのが実情であろう。電子開示制度の導入後も非公告に対する罰則がないことには変わりはないが、近年のインターネットの広範な普及と情報開示一般への社会的要請の増大する環境下で、中小株式会社でも会計情報の開示が常識化していくことが充分考えられる。また、引き続き不況下で中小企業の銀行借入等による資金調達が厳しくなっている状況から、中小企業の間接金融でも会計情報の重要性の認識が広まるであろう。さらに、財務広告としての会計情報開示は、いかなる技術的方法によるかに拘わらず、直接金融進展の有力な手段であることに異論はないであろうが、インターネットによって購入者を募集して株式・社債を発行するという直接金融を行う可能性が、中小企業の前でも道を広げつつあるといえよう。ようするに、中小企業における会計情報の開示や外部報告の重要性の問題認識が最近急速に高まる環境になってきた。このような状況下で上記の中小企業の会計指針・基準が相次いで公表されたわけである。

さて、本年（2003年）6月2日に日本公認会計士協会から「会計制度委員会研究報告第8号」

として、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が発表された。これは昨年(2002年)の「2月に検討を開始し、同年6月10日に研究報告の方針等について経過報告を行って……その後の議論の結果を取りまとめた最終報告である」(JICPA, 2003, iii頁)。ここで言及されている「経過報告」(JICPA, 2002)の発表と相前後して、2002年6月28日に経済産業省中小企業庁から「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表された。中小企業庁は、同年3月に事業環境部長主催の「中小企業の会計に関する研究会」を設け、その後7回の審議を重ねて、この報告書を公表したのである(中小企業庁, 2002年, 概要1頁)。中小企業庁のこの研究会の審議に呼応して、日本税理士会連合会(日本全国15地域の税理士会が構成する連合会)が、同年同月に「中小会社会計基準研究会」を設け、「4月以降約6ヵ月にわたって中小会社の会計基準のあり方を検討し」(日税連, 2002.9, 1頁)その報告書として同年9月3日に「中小会社会計基準草案」を発表した。同連合会はその後、「パブリックコメントを募り、同コメントを検討したうえ」(日税連, 2002.12, 前文)、同年12月19日に「中小会社会計基準」を発表した。

ところで、これまでの日本における会計研究では、中小企業の会計が無視ないし軽視され続けてきたといえよう。本年の第62回日本会計研究学会大会で「課題研究委員会」報告として「中小会社会計基準に関する基本研究」という発表が行われたが(2003.9.10, 於:近畿大学)、日本会計研究学会などの会計学関連の学会で中小企業の会計に関する研究が報告されることは従来ほとんどなかった。また、中小企業庁の上記の研究報告書の公表以前には、『会計』・『企業会計』・『JICPA ジャーナル』・『旬刊経理情報』などといった研究誌・専門誌に中小企業会計関連の論文等が掲載されることもまれであった。あるいは、中小企業の会計に言及している会計学テキストもほとんどない。

しかし、「中小企業の経済活動に占める規模は、雇用では全体の約7割、付加価値では約6割となっている」(北川, 2003, 3頁)。そして、「非一次産業で見た従業者別事業所割合に目を向けると、1960年から2001年に至るまで、従業者1~49人規模の層が常に98%を占めてきており、従業員300人未満で見ると、約99%になるなど、事業所総数のほとんどを中小規模のものが占めていた」(中小企業庁編, 2003, 48頁)。また、「法人全体の産み出す付加価値に占める中小法人企業の割合は、55~60%付近で安定的に推移してきた」(同, 49頁)のである。「中小企業の成長が我が国経済の活性化にとって極めて重要なこと」(同, 78頁)を認識し、中小企業の会計を巡る現状を考えれば、中小会社会計の研究の必要性は明白であろう。中小企業庁、日税連、および会計士協会のそれぞれが、そのような問題意識から上記の各会計指針・基準等を公表したといえるが、それぞれの内容を以下に検討していきたい。

1 中小企業庁・日税連・会計士協会それぞれにおける中小会社会計の基本的な考え方

1-1 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の基本的な考え方

2002年6月に中小企業庁から公表された「中小企業の会計に関する研究会報告書」(以下、「中小企業庁報告書」と略記する)では、「検討の趣旨」として、まず次のような認識を示している。「近年、経済・金融情勢の構造的変化、電子商取引の進展、下請け構造の変容等、中小企業を巡る金融環境や取引構造は大きく変化している。／その中で、適切な会計に基づいた計算書類のディスクロージャーによって、金融機関や取引先の信頼を得ることの重要性が高まっている。／また、商法改正(4月施行)により、インターネットによる商法上の計算書類の開示が認められ、ディスクロージャーが低コストで実施可能になった」(中小企業庁, 2002, 概要1頁。()内も原文のまま。／は段落替え改行を示す)。そして、「資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計のあり方を多面的に検討した」と(同頁)、研究報告の趣旨を説明している。

さらに、「中小企業庁報告書」では、「公正なる会計慣行を斟酌すべし」という商法の規定(32条2項)について、「中小企業にとっては、「公正なる会計慣行」とは何かが明確になっているとは思われていない」という見解が述べられ、「公開会社に近年導入されている「新会計基準」は、中小企業には、どこまで適用すればよいのか、不透明感がある」との認識から、検討の必要性が説かれている(同2頁。「 」内も原文のまま)。そして、中小企業の会計では税法の影響が大きい点に留意する必要があること、信頼性のある適時の記帳が重要であること、インターネット公開の意義と促進策が必要なこと、およびイギリス・ドイツ・米国等で中小企業に即した会計が行われていることを指摘している(同3頁)。その上で、「中小企業庁報告書」は、「債権者・取引先に有用な情報を提供するものであり、また、経営者に理解しやすく、過重負担にならないこと、実務に配慮したものであること」という中小企業の会計に対する基本的考え方を述べている(同3, 4頁)。

1-2 日本税理士会連合会における中小会社会計の基本的な考え方

日本税理士会連合会(日税連)は、上記の「中小企業庁研究会報告書を踏まえ、より一層実務上の指針となる会計基準のあり方を研究して」(日税連, 2002.9, 2頁)、「中小会社会計基準」(日税連, 2002.12。以下、「日税連基準」と略記)をまとめるに至った。この「日税連基準」では、「中小会社会計基準の設定について」という前文で、その趣旨が説明されている。そこではまず、2002年4月から施行の改正商法において株式会社の計算規定が法務省令へ移行されたこと、およびホームページによる計算書類の公告が認められたことについて、「最近相次いで改正・新設されている企業会計基準に対応するものと考えられますが、それらの基準が中小会社に対しても強制されるものではないかという危惧も生じています」と(日税連, 2002.12, 前文)、最近の会計制度改革に対する危機感が表明されている。そして、「日税連基準」の冒頭で「証券取引法の規定の適用を受けない中小会社に対して、……複雑で手数のかかる会計基準を強制させることは……中小会社に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない」との見解が示されている(同, 1頁)。

日税連は、「計算書類の公告の弾力化は、中小会社の財務内容の開示が重視されていることを意味しています」との認識を示し(同,前文),そのうえで、「日税連基準」が「実務に定着することにより,商法上の「公正なる会計慣行」又は法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として認められることが期待されています」と(同,前文。「」内も原文のまま),基準作成の目的を述べている。同基準では、「中小会社が商法に準拠した会計処理を具体的にを行うに当たっては,中小会社における事業の特殊性,会計処理能力,下請取引構造の変化,計算書類のインターネットによる公開・電子商取引の進展等に対応する必要がある」との基本的な考え方が示されている(同,1頁)。「日税連基準」は,特に法人税法を重視し,「より強制力を有する法人税法における計算規定も,会計基準として合理性が認められれば,公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある」としている(同,1頁)。そして,「この基準に定めのない事項については,商法及び商法施行規則のほか,企業会計原則,法人税法(取扱通達を含む。)等の定めのうち,中小会社の計算書類の作成上合理性のあるものを参酌することに留意する」と書かれている(同,1頁。()内も原文のまま)。

1—3 日本会計士協会における中小会社会計の基本的な考え方

2003年6月に日本公認会計士協会(以下,会計士協会と略記)が公表した「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(以下,「会計士協会報告」と略記)では,まず,この研究報告の趣旨について次のように記してある。それは,電磁的方法に計算書類の公開という「新しい開示制度を受けて,中小会社における現在の会計慣行,商法及び税法との関係,さらには中小会社の特性等を考慮した上で,不特定多数の利害関係者に利用されることが期待されている計算書類を作成するための中小会社の会計のあり方について,会計制度委員会において研究を行い,その結果をここに報告する」ということである(JICPA,2003,はじめに)。この「会計士協会報告」は,「I 中小会社の会計のあり方」と「II 個別項目の会計処理」との2部構成になっているが,まず基本的な考え方を記したIの総論部分を見ていく。

総論部分では,「中小会社の会計のあり方の検討の必要性」として,「会計処理方法には多様な実務が混在」という現状認識を示し(JICPA,2003,1頁),「利害関係者を含む不特定多数の人々によって閲覧される計算書類が,統一された会計基準に準拠して財政状態及び経営成績を適正に表示」すべき旨を述べ(同所),適正な計算書類が「経営者自身の的確な意思決定及び金融機関の融資のため等中小会社の成長発展にも不可欠である」と説いている(同所)。

会計士協会は,約1年前に発表した「経過報告」では,「会計基準は一つであるべきという考え方」(JICPAジャーナル,2002.8,85頁),いわゆる「シングル・スタンダード論」(加藤発言等,JICPAジャーナル,2002.10,22—24頁)を非常に強調し,「中小会社の会計基準のあり方を明確にする必要がある場合は,企業会計基準委員会が行うべきもの」とし,中小会社の会計基準も「デュープロセスによってカバーされるものと思われる」と述べていた(JICPAジャーナ

ル, 2002.8, 84頁)。しかし, 最終報告たる「会計士協会報告」では, 「会計基準は, 会社の規模に関係なく一つであるべきであるが, ……中小会社の特性を考慮して, その適用方法に簡便法等を認め, あるいは税法基準及び商法の観点からも特別の配慮を認めるという考え方を採用することにした」と (JICPA, 2003, 5頁), シングル・スタンダード論の立場に変化はないものの, その主張はトーンダウンして, デュープロセスに関する言及も姿を消した。

「会計士協会報告」では, 特に「税法基準と中小会社の会計との関係」を考慮して (同, 4頁), その点を次のように記している。

- 「・ 現行の個別の会計基準には明文規定はないが, 法人税法に規定があるもの (例: 固定資産の耐用年数) については, 会計処理上も妥当と思われる範囲内においてそれを利用する。
- ・ 現行の個別の会計基準の計算方法と異なるが, 法人税法に定める計算方法を用いても会計基準の趣旨に反しないと思われるもの (例: 各種引当金の計算方法) については, 会計処理上も一種の簡便法として利用する。」 (同, 5頁)

また, 「財政状態及び経営成績に与える影響は小さいケース」の場合には「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を厳密に適用する必要はなく, 簡便法等による処理が認められる」としている (同, 5, 6頁)。そして, 「本研究報告は, ……会計基準は会社の規模に関係なく一つであるべきとする考え方を採用しても, 簡便法を容認すること等により, 中小会社の会計処理手続における経済的・人的負担が特に増えないと考えている」と述べている (同, 6頁)。

2 中小企業庁・日税連・会計士協会の各指針・基準の概要

経済産業省中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」, 日本税理士会連合会「中小会社会計基準」, および日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」それぞれの指針・基準を適当に要約して表にまとめ, 次に掲げる。

《表》 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」・日本税理士会連合会「中小会社会計基準」・日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の概要

		経済産業省中小企業庁 「中小企業の会計に関する研究会報告書」	日本税理士会連合会「中 小会社会計基準」	日本公認会計士協会「中 小会社の会計のあり方 に関する研究報告」
	発表年月日	2002年6月10日	2002年12月19日	2003年6月2日
1 (1) [I-1]	目的 (目的) [中小会社の会計のあり方の検討の必要性]	◎「資金調達が多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が, 商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを検討の目的とする。」	◎「この会計基準は, 中小会社の経営実態を明らかにし, かつ, 会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行うことを目的とし, 商法上の計算書類を	◎「中小会社の場合には, 会計処理方法には多様な実務が混在」 ◎インターネット開示により, 「今後は中小会社の開示が積極的に行われることが期待されている。」

			作成するに際して準拠すべき事項を定めることとする。」	◎「不特定多数の人々によって閲覧される計算書類が統一された会計順に準拠して…」「中小会社の会計を明確にする必要性が問われる…」 ◎「経営者自身の確かな意思決定及び金融機関の融資のため等中小会社の成長発展にも不可欠である。」
[I-2]	[中小会社の会計のあり方を検討する主体]			◎「中小会社の会計のあり方を明確にする必要がある場合には、企業会計基準委員会が行うべきものと考えられる。」
2 (2) [I-3]	対象となる会社 (対象となる会社) [中小会社の範囲]	◎「商法特例法上の小会社(資本金の額が1億円以下の株式会社)で株式の公開を当面向指していない会社を対象とする。 公開会社、商法の特例法上の大会社の子会社は対象外とする。」	◎「証券取引法および株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条の適用を受ける会社以外の会社を対象とする。」 ●有限会社、合名会社、合資会社等も、この会計基準によることができる。」	◎「対象とする中小会社の範囲は、……商法上の中会社および小会社とする。なお、有限会社、合資会社及び合名会社についても本研究報告を参考に会計処理をすることが望ましい。」 ◎対象外の中小会社 ア. みなし大会社 イ. 証券取引法に基づく監査対象の会社 ウ. 株式公開予定の会社 エ. 任意監査を受けている会社 オ. 連結財務諸表作成会社の子会社又は持分法適用会社
3 [I-4]	判断の枠組み [中小会社の特性]	◎「利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を」 ◎「経営者にとって理解しやすい」「自社の経営状況の把握に役立つ」 ◎「過重負担にならない」 ◎「現行の実務に配慮」 ◎「環境や業態に応じた、選択の幅を有する」 簡便な代替方法を認める		◎「中小会社は、一般的には、株主や債権等の利害関係者が固定的で、かつ少なく閉鎖的」 ◎「所有と経営の分離が行われていない」「内部統制も余り整備されていない」 ◎会計作業に投入しうる「人員や経済的負担能力に限界」
4	中小企業の計算	◎「中小企業の計算書類	◎「中小会社の計算書類	◎税法基準が広く浸透し

<p>(5)</p> <p>[I-5]</p>	<p>書類作成の基本的考え方 (計算書類作成の基本的な考え方) [本研究報告の基本的な考え方]</p>	<p>は、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、会社の財政状態および経営成績について真実の外観を示すものでなければならない。]</p>	<p>は、配当可能利益を適正に表示するとともに、その経営に資するために必要な情報を提供し、もって会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、当該会社の財政状態及び経営成績を的確に示すものでなければならない。]</p>	<p>ている事実などを配慮 ◎「会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべきであるが」「中小会社の特性を考慮して」「簡便法等を認め、あるいは税法基準及び商法の観点からも特別の配慮を認める」「簡便法を容認すること等により」「経済的・人的負担が特に増えない」</p>
<p>5</p> <p>(6)</p>	<p>会計方針の変更 (会計処理方法の選択と変更)</p>	<p>◎「会計方針を変更する場合、その変更によって会社の財産および損益の状況をより正確に表示することを目的としていなければならない。]</p>	<p>◎「複数の会計処理方法が存する場合は、会社の実態に応じ、適正な利益計算が行われるように適切に選択する。」 ◎「会計処理の方法の変更は、会社の財産及び損益の状況をより正確に表示するためのもの等、合理的な理由がなければ行うことができない。」 ●変更が認められる場合は、法人税法施行令等により、評価方法の変更が承認された場合、その他合理性がある場合。</p>	
<p>(7)</p>	<p>(時価の意義)</p>		<p>◎「時価とは、公正な評価額をいう。その評価額は、市場価格を有するものについては、その価格を参酌して算定した価額をいい、市場価格を有しないものについては、その資産の現況に応じて合理的に算定した価額をいう。」 ●市場価格を有しない資産の評価 ・売買目的有価証券—法人税法施行令及び法人税法基本通達による。 ・非公開株式・棚卸資産—法人税法基本通達による。</p>	

			・その他の資産—譲渡の際に通常付される価額	
6 (8) [II-1] [II-21]	金銭債権 (金銭債権) [債権金額と取得価額の差額の処理] [ヘッジ有効性判定の時期・頻度]	◎「金銭債権の評価額は、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、低い代金で買い入れた時その他相当の理由がある時は相当の減額をすることができる。」 ◎「市場価格のある金銭債権については」時価評価が可能 ◎「デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務は時価で評価する。但し、専らリスクヘッジを目的とするものについては」ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価	◎「金銭債権は、その評価額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、また、低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。」 ◎「市場価格のある金銭債権については」時価評価が可能 ◎「デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務は時価で評価する。但し、専らリスクヘッジを目的とするものについては」ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価	◎現行の会計基準—取得価額で貸借対照表に表示。取得価額と債権価額の差額が金利調整ならば償却原価法を適用(金融商品会計基準第三、一及び注解注5、金融商品会計実務指針第105項)。 ◎「重要性がない場合には、償却原価法を採用しないことができる。」 ◎現行の会計基準—最低限、6ヵ月に1回程度、有効性の評価(実務指針第146項) ◎中小会社では有効性判定の事後テストは1年ごとに行うことができる。(法人税基本通達)
7 (9) [II-19]	貸倒引当金 (貸倒損失・貸倒引当金) [貸倒引当金の計上基準]	◎「金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として控除しなければならない。」 ◎個別の債権ごとに評価 ◎「特定の種類の集団的な金銭債権」は実績率による一括評価を「適正かつ合理的である限り」認める。	◎「法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を債権金額から控除しなければならない。」 ●債権消滅・回収不能—例えば法人税法基本通達の例 ◎貸倒懸念のあるものは取立不能見込額を貸倒引当金として控除 ●貸倒懸念—例えば法人税法・法人税法施行令の場合 ◎その他のものは実績率による一括控除が可能 ●実績率は法人税法施行令によることも可	◎現行の会計基準—「将来の特定の費用又は損失で…引当金として計上しなければならない(会計原則注解注18)。債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法〔省略〕による(金融商品会計基準第四、二)。」 ◎中小会社では「法人税法の規定する貸倒引当金の繰入限度額が計上されている場合は、明らかに不足する場合を除き、妥当なものとする。」
(10) [II-23]	(外貨建取引・外貨建資産等の換算) [外貨換算の会計処理]		◎「外貨建取引を行った場合には、その金額の円換算額は、その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。」	◎現行の会計基準—「外貨建取引会計基準は、外貨建取引の発生時における円換算額による記帳、決算時における円換算評価額等、外貨建取引に係

			<p>◎債権・債務は発生時換算法又は期末時換算法。但し、保有期間1年未満なら期末時換算法</p> <p>◎有価証券は売買目的なら期末時換算法、それ以外は発生時換算法</p> <p>◎外貨預金は債権・債務に同じ</p> <p>◎外国通貨は期末時換算法</p> <p>●各用語の定義は原則として法人税法による</p> <p>●「1年未満」か否かは期末時点で判定</p>	<p>る会計処理の方法を総合的に規定している。」</p> <p>◎中小会社では「明らかに重要な差額が生じる場合を除いて、法人税法の規定による会計処理を行うことも認められる。」</p>
8 (11) [II-2] [II-3] [II-4] [II-5] [II-6]	<p>有価証券 (有価証券)</p> <p>[売買目的有価証券の処理]</p> <p>[その他有価証券の処理]</p> <p>[市場価格のある有価証券の減損処理]</p> <p>[市場価格のない有価証券の減損処理]</p> <p>[ゴルフ会員権の減損処理]</p>	<p>◎「有価証券の評価基準は、原価法を用いる。市場価格のある有価証券については、原価法、低価法又は時価で評価することができる。」</p> <p>◎「取得原価の評価方法は、総平均法、移動平均法等一般に認められる方法による。」</p> <p>◎原価法で強制評価減の適用</p> <p>◎売買目的有価証券は時価</p>	<p>◎「有価証券の取得価額は、取得代価及び取得に要した費用の合計とする。」</p> <p>●有価証券一原則として法人税法に定めるものの</p> <p>◎移動平均法又は総平均法による原価法で評価</p> <p>◎市場価格があれば時価評価可能。子会社株式は取得価額</p> <p>◎市場価格がなく発行会社の資産状態が「著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない」</p> <p>●1株当たり純資産額の50%以上下落</p> <p>◎強制評価減の適用</p> <p>●時価の50%以上下落</p> <p>◎売買目的有価証券は時価</p> <p>●売買目的有価証券一時価変動で利益を得る目的のもの。期末時保有のものを銘柄ごとに区分。</p>	<p>◎売買目的有価証券としての分類の判断は「中小会社においては経営者の意図を基礎とすることができる。」「なお、法人税法上は、専担者が短期売買目的で取得したもの及び短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものを売買目的有価証券と定義していることに留意する必要がある。」</p> <p>◎その他有価証券の時価と簿価との差額に重要性がなければ「時価評価は要しない。」</p> <p>◎市場価格のある or ない有価証券の減損処理に際する時価 or 実質価額の著しい下落 or 低下の判断は「法人税法の取扱いと同じ判定基準を採用することができる。」</p> <p>◎ゴルフ会員権の著しい下落の判断は概ね50%超下落</p>
9 (12) [II-7]	<p>棚卸資産 (棚卸資産)</p> <p>[たな卸資産の評価方法]</p>	<p>◎「棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。」</p> <p>◎「評価方法は、個別</p>	<p>◎「棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造費用、販売等に供するため</p>	<p>◎現行の会計基準一個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法（総平均法又は移動平均法）及</p>

<p>[Ⅱ-8]</p>	<p>[たな卸資産の評価損の計上方法]</p>	<p>法, 先出先出法, 後入先出法, 総平均法, 移動平均法等, 一般に認められる方法を用いて行う。」 ◎「原価法を採用した場合において, 棚卸資産の時価が取得価額より著しく低い時は, 将来回復の見込みがある場合を除いては, 時価で評価しなければならない。」 ◎「棚卸資産の取得原価は, 購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。」</p>	<p>の合計額とする。購入代価に比較して少額な付随費用等は, 取得価額に算入しないことができる。」 ●棚卸資産—原則として法人税法に定めるもの ●非算入付随費用—購入代価の概ね 3% 以内 ◎「個別法, 先入先出法, 後入先出法, 総平均法, 移動平均法, 単純平均法, 最終仕入原価法若しくは売価還元法による原価法又は低価法及びその他の方法により評価する。」 ●その他の方法—例えば法人税法で承認を受けたもの ◎強制評価減の適用 ●時価の 50% 以上下落のほか, 「取引に重要な影響を与える場合」</p>	<p>び売価還元原価法等が認められる (会計原則注解注 21)。 ◎「上記の方法のほか法人税法で規定されている単純平均法及び最終仕入原価法も, 重要な評価益の計上などの著しい弊害があると認められる場合を除き, 妥当な方法として取り扱う」 ◎現行の会計基準—強制評価減の摘要 (会計原則第三, 五 A) ◎評価損の計上について中小会社のための簡便法は「特に設ける必要はない」</p>
<p>10 (13) [Ⅱ-10] [Ⅱ-11] [Ⅱ-12]</p>	<p>固定資産 (固定資産) [有形固定資産の減価償却] [租税特別措置法による特別償却] [圧縮記帳]</p>	<p>◎「減価償却は, 定率法, 定額法その他の方法に従い, 每期継続して, 規則的な償却を行う。」 ◎少額資産は費用処理も可 ◎「予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には, 減損額の控除をせねばならない。」</p>	<p>◎「取得価額は, 購入代価又は製造費用, ……直接要した費用等の合計額とする。」 ◎少額資産は費用処理も可 ●固定資産—原則として法人税法に定めるもの ●圧縮記帳も可 ◎「減価償却は, 定率法, 定額法その他の方法に従い, 每期継続して, 規則的な償却を行う。」 ◎耐用年数は会社が決定し, 継続して適用 ●耐用年数—省令によることも可 ◎減損額の控除をせねばならない ●減損—市場価格が取</p>	<p>◎現行の会計基準—定額法, 定率法などの採用 (会計原則第三, 五)。 ◎「法人税法の規定による償却限度額を減価償却費として計上している場合は, 会計上も妥当なものとして認められる。」 ◎現行の会計基準—特別償却のうち一時償却は利益処分, 割増償却は, 合理的である限り, 正規の減価償却。 ◎「特別償却のうち一時償却は, 金額的な重要性が乏しい場合, 正規の減価償却とすることができる。」 ◎現行の会計基準—圧縮記帳を認める (会計原則注解注 24)</p>

			得価額の50%以上下落の場合	◎簡便法を設ける必要なし
[Ⅱ-13]	[ソフトウェアの会計処理]			◎現行の会計基準—研究開発該当部分は研究開発費として費用処理。非該当部分は、受注制作なら請負工事に準じ、市場販売目的・社内利用は無形固定資産。合理的に償却。 ◎中小会社では「法人税法の定める償却方法を採用することができる。」
(14)	(のれん)		◎「のれん(営業権)は、有償で譲り受け又は吸収分割若しくは合併により取得した場合に限り、その取得価額で資産として計上できる。」 ◎5年以内に均等額以上償却[「草案」にはのれんに関する規定は無し]	
11 (15) [Ⅱ-16] [Ⅱ-17]	繰延資産 (繰延資産) [繰延資産の会計処理] [研究開発費の会計処理]	◎「繰延資産は、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息を計上することができる。」	◎「創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息は、繰延資産を計上することができる。」 ◎商法規定の年数以内に均等額以上の償却 ◎税法上の繰延資産は長期前払費用等として計上可 ◎長期前払費用等は「支出の効果が及ぶ期間に応じて償却しなければならない」 ●償却期間は法人税基本通達によることも可 ◎長期前払費用等は「減損額の控除をせねばならない」 ●価値が50%以上下落の場合	◎現行の会計基準—創立費、開業費、新株初公費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息(会計原則第三、四(一)C) ◎中小会社の簡便法は不要。 ◎現行の会計基準—研究開発費はすべて発生時に費用処理(研究開発費等会計基準三) ◎中小会社では、「商法施行規則(第37条)に従って繰延資産として処理することができる。」
12 (16)	引当金 (引当金)	◎「将来の費用又は損失が特定されその発生原因	◎「将来発生する可能性の高い費用又は損失が特	◎現行の会計基準—「将来の特定の費用又は損失

<p>[II-18]</p>	<p>[賞与引当金の計上基準]</p>	<p>が当期以前の事象にあり、費用又は損失の発生の可能性が高く、認定金額の見積もりを合理的に行いうるもので、かつ、法的債務性のあるものについては、引当金等を計上しなければならない。」 ◎「法的債務性のないものは、重要性の高いものについては計上する。」</p>	<p>定され、その発生原因が当期以前の事象にあり、かつ、設定金額の見積もりを合理的に行えるものについては、その見積金額を引当金に繰入れ、貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。」 ◎「法的債務性のあるものについては、未払費用等として貸借対照表の負債の部に計上する。」 ●具体例—返品調整引当金、製品保証等引当金、賞与引当金、退職給与引当金、修繕引当金、返品債権特別勘定等 ●退職給与引当金を除き、平成10年度改正前の法人税法の繰入額によるも可</p>	<p>であって、発生原因が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金として計上しなければならない（会計原則注解注18）。」 ◎中小会社では「賞与引当金が従来の法人税法に定められた支給対象期間基準による計算方法等を参考にして計上されている場合には、明らかに不足する場合を除き、妥当なものとする。」</p>
<p>13 (17) [II-20]</p>	<p>退職給与引当金・退職給付債務 (退職給与引当金・退職給付債務) [退職給付債務の計上基準]</p>	<p>◎「将来の追加拠出の可能性のある退職給付制度を採用している会社にあつては、自己都合期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額について、企業の実態に応じて退職給与引当金を計上するか、退職給付債務から年金試算等を控除した額を計上する。」</p>	<p>◎「将来の追加拠出の可能性のある退職給付制度を採用している会社にあつては、当該事業年度の自己都合等による期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額から年金試算を控除した残額を会社の実態に応じて退職給与引当金として負債に計上する。」 ●会社の実態—従業員の勤続年数、早期退職勧告の有無等 ●原則として要支給額の100%、実態に応じて50%~100% ◎「退職規定が無く、退職金等の支払いに関する合意も存在しない会社において、将来の退職金支払いの可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行うことができ、か</p>	<p>◎現行の会計基準—「…退職給付債務に、見認識過去勤務債務及び見認識数理計算上の差異を加減した額から年金試算の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。ただし……小規模企業等における簡便法の採用が認められる」 ◎実務指針での従業員数300人未満の企業の簡便法— ①退職一時金の場合 ア 適用初年度期首の比較指数を期末自己都合要支給額に乗じた額 イ 期末自己都合要支給額に割引率・昇給率の各係数を乗じた額 ウ 期末自己都合要支給額</p>

			つ、重要性の高いものについては、退職給与引当金を計上する。」 ◎「追加拠出が生じない制度を採用している会社にあつては、毎期に支払うべき掛金を費用処理する」	②企業年金の場合 ア 適用初年度期首の比較指数を直近の責任準備金に乗じた額 イ ①イ又は①ウの金額と直近の責任準備金の合計額 ウ 直近の責任準備金の額
14 (18) [Ⅱ-22]	リース取引 (リース取引) [リース取引の会計処理及び注記]	◎「通常中小企業が行っている一般的なリース取引」〔所有権移転のファイナンスリース以外の取引〕は、「賃貸借取引として処理する。」 ◎「事実上物権の売買と同様の状態にあるとみなされる場合、原則として売買取引として処理する。」	◎「通常中小企業が行っている一般的なリース取引」〔所有権移転のファイナンスリース以外の取引〕は、「賃貸借取引として処理する。」 ◎「事実上物権の売買と同様の状態にあると認められる場合、原則として、売買取引として処理しなければならない。」	◎現行の会計基準—ファイナンスリースは原則として売買取引に準じ、所有権移転外ファイナンスリースは注記を付して賃貸借処理も可。 ◎中小会社の所有権移転外ファイナンスリースは「詳細な注記がなくとも、賃貸借処理を行うことができ」、オペレーティングリースは注記不要
			「草案」にあった「収益・費用（損失）の範囲」の規定がなくなっている。	
15 (19)	費用・収益の計上 (収益・費用の計上)	◎「一定の期間に企業が獲得した収益と、それを獲得するために費やされた費用とを対応させなければならない。」 ◎「費用の計上基準は、発生主義を原則とする。」 ◎「収益の計上基準は、実現主義を原則とする。」「確実性に応じ」工事進行基準、収穫基準、回収基準も可。 ◎「各種資産の取得価額について、当期の収益獲得に対応する部分については、損益計算書の費用の部に、次期以降の収益獲得に対応する部分については貸借対照表の資産の部に計上する。」	◎「一会計期間に属するすべての収益とこれに対応する総ての費用を計上しなければならない。」 ◎「収益の計上基準は、実現主義を原則とする。」「確実性に応じ」工事進行基準、収穫基準、回収基準も可。 ●計上時期は法人税基本通達によることも可 ◎「費用の計上基準は、発生主義を原則とする。」 ●償却費以外は、法人税法上の債務確定基準によることも可 ◎「各種資産の取得価額について、当期の収益獲得に対応する部分については、損益計算書の売上	

			<p>原価又は費用の部に、次期以降の収益獲得に対応する部分については貸借対照表の資産の部に計上する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同種取引に利益操作目的で異なる基準の適用は不可 ●無償・低額での資産の譲渡・役務の提供、資産の譲り受けの収益額は、決算調整か申告調整で処理する。 	
16 (20) [Ⅱ-9]	経過勘定項目 (経過勘定) [経過勘定項目]	◎「重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。」	◎「重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。」	◎「重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる(会計原則注解注1(2))。』中小会社の簡便法は必要はなし
(21)	(資本金・剰余金)		<p>◎「資本金、資本剰余金、及利益剰余金に区分する。」</p> <p>◎資本剰余金は資本準備金とその他資本剰余金に区分、利益剰余金は利益準備金と任意積立金と当期末処分利益(未処理損失)に区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「資本金及び資本剰余金減少差益、自己株式処分差益等は、その他資本剰余金の増減項目とする。」 ●自己株式は取得価額で資本の部に控除 	
17 (22) [Ⅱ-14]	税効果会計 (税効果会計) [税効果会計摘要の適否及び注記事項]	◎「税効果会計は、会社の状況に応じて、金融機関や取引先との関係も踏まえた上で、必要な場合には採用する。」	<p>◎「一時差異等の重要性が低い場合には、税効果会計を採用する必要はない。」</p> <p>◎「回収の確実性が疑問視される場合には、繰延税金資産を計上しないこととする。」</p> <p>◎「重要性のある場合には、税効果会計を採用する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●繰延税金資産・繰延 	◎現行の会計基準—法人税等の一時差異を適切に配分して計上。財務諸表に必要事項を注記(税効果会計基準第二、第四、同注解注5、注8)
				◎中小会社では「重要性がない場合は税効果会計を適用する必要がない。また、中小会社においては、税効果会計に関する注記を省略することがで

			税金負債を計上する場合、主な内訳を注記する ●重要性が低い—当該差異が小さいか翌期等で解消	きる。」
18 (23)	キャッシュフロー計算書 (キャッシュフロー計算書)	◎「キャッシュフロー計算書は、経営判断の基礎として作成することが望ましい。」	◎「キャッシュフロー計算書は、経営判断の基礎として作成することが望ましい。」 ●キャッシュフロー計算書に代え、「資金繰り表などの簡易な方法よることができる。」	
19 (24)	注記事項 (注記事項)	◎「重要な会計方針の注記は商法上義務付けられていないが、債権者・取引先の便宜の観点から、注記を行うことが望ましい。」 ◎「中小企業の特性に鑑み、役員と会社間の債権債務、担保の提供、保証の有無等に関する情報を注記することが望ましい。」	◎「次の事項は、注記しなければならない。」 ①有価証券の評価方法 ②棚卸資産の評価方法 ③固定資産の減価償却の方法 ④受取手形割引額及受取手形裏書譲渡額 ⑤1株当たりの当期利益又は当期損失の額 ⑥資本の欠損額 ⑦商法施行規則第124条第1号に規定する超過額 ⑧商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 ●「中会社は、商法施行規則に定めるところによるが、小会社も、以下の事項を注記することが望ましい。」 〔以下略〕	
20 (3)	記帳の基本的な考え方 (記帳)	◎「会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼性ある記帳が重要である。」 ◎「記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。」 ◎「記帳は、適時に行わなければならない。」	◎「会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信頼性のある記帳が重要である。この場合、記帳は整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。」 ●証票書類の作成、証票書類と記録の速やかな処理 ●全取引記録、証拠書	

			<p>類に基づき網羅的に。証拠書類を整序・保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ●正確な帳簿、適切な勘定、取引発生順、複式簿記の原則。職務分担・責任者の明確さを。 	
21 (4)	<p>計算書類の開示の基本的な考え方 (計算書類の開示)</p>	<p>◎「(計算書類の開示の基本的な考え方) 計算書類は、定時株主総会の承認後、遅滞なく、商法の定めるところにより公告しなければならない。 さらに、計算書類の利用者のニーズ等を勘案し、資金調達が多様化や取引先の拡大を図るためにも、商法上の公告として義務づけられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。」</p>	<p>◎「計算書類は、定時株主総会の承認後、遅滞なく、商法の定めるところにより公告しなければならない。この場合、公開を義務づけられている計算書類については、自社ホームページ等によるインターネットにより不特定多数の者に公開する。 さらに、計算書類の利用者のニーズ等を勘案し、資金調達が多様化や取引先の拡大を図るためにも、商法上の公告として義務づけられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商法第 283 条第 5 項は貸借対照表のみ義務づけだが、損益計算書の開示を妨げない。 ●計算書類の作成に中小会社会計基準を尊重する。 	
[Ⅱ-24]	[修正後発事象]			<p>◎現行の会計基準—後発事象のうち「修正後発事象については、計算書類を修正する必要がある。」(監査上の取扱い) ◎中小会社は「修正後発事象のうち重要性のあるものについては計算書類を修正する。」</p>

注(1) 最左列の 1~21 の番号とそれに対応する次列の見出しは「中小企業庁報告書」のもの。

(2) 同じく (1) ~ (24) の番号と () 付きの見出しは「日税連基準」のもの。

(3) 同じく [Ⅰ-1] ~ [Ⅱ-24] の番号と [] 付きの見出しは「会計士協会報告」のもの。

(4) 「日税連基準」の●を付した文は、「運用指針」として添え書きされたもの。

(出所) 中小企業庁 [2002], 日本税理士会連合会 [2002], および日本公認会計士協会 [2003] を西川が纏める。

2-1 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の概要と特徴

「中小企業庁報告書」では、「Ⅰ 中小企業の会計（総論）」、「Ⅱ 中小企業の会計（各論）」、「Ⅲ 記帳」、および「Ⅳ 計算書類の開示」に分けて中小企業のための会計指針を記している。Ⅰの総論部分に「目的」、「対象となる会社」、および「判断の枠組み」が記され、また、Ⅱの各論部分の最初の文章も「中小企業の計算書類作成の基本的考え方」となっていて、ⅠとⅡの冒頭とを合わせて、本稿の1-1で既述した、この報告書の基本的な考え方が述べられている。

「Ⅱ 中小企業の会計（各論）」の部分では、続いて「会計方針の変更」について述べ、その後、個別項目等に関する会計処理の指針を記している。そこで取り上げられている個別項目等は、「金銭債権」、「貸倒引当金」、「有価証券」、「棚卸資産」、「固定資産」、「繰延資産」、「引当金」、「退職給与引当金・退職給付債務」、「リース取引」、「費用・収益の計上」、「経過勘定項目」、「税効果会計」、「キャッシュフロー計算書」、および「注記事項」の14項目である。

個別項目等の会計処理指針では、金銭債権および売買目的以外の有価証券の時価評価、や金銭債権に対する償却原価法の採用などについては「することができる」という容認事項とし、税効果会計の採用は「必要な場合には」と条件を付し、キャッシュフロー計算書を作成することや注記を行うことが「望ましい」とするなど、「過重負担にならないこと」という基本的な考え方が具体的に活かされている。また、税法基準の考え方がかなり取り入れられて、「実務に配慮したもの」となっている。その一方で、現行「企業会計原則」の規定に大幅に準拠している。

2-2 日本税理士会連合会「中小会社会計基準」の概要と特徴

「日税連基準」は、まず、「1. 目的」、「2. 対象となる会社」、「3. 記帳」、「4. 計算書類の開示」、「5. 計算書類作成の基本的考え方」、「6. 会計処理方法の選択と変更」、および「7. 時価の意義」で同基準の考え方の基礎を記し、次に8~24で個別項目等の会計処理についての基準を規定している（通し番号は「日税連基準」の原文のまま）。

「日税連基準」で取り扱われている個別項目等は、「8. 金銭債権」、「9. 貸倒損失・貸倒引当金」、「10. 外貨建取引・外貨建資産等の換算」、「11. 有価証券」、「12. 棚卸資産」、「13. 固定資産」、「14. のれん（営業権）」、「15. 繰延資産」、「16. 引当金」、「17. 退職給与引当金・退職給付債務」、「18. リース取引」、「19. 収益・費用の計上」、「20. 経過勘定」、「21. 資本金・剰余金」、「22. 税効果会計」、「23. キャッシュフロー計算書」、および「24. 注記事項」の17項目である。

これらの個別項目等に関する基準は、上記の「中小企業庁報告」のものとは比べると、外貨建取引・外貨建資産等の換算、のれん（営業権）、および資本金・剰余金の規定が追加されている点と、繰延資産および退職給付に関する規定が詳しくなっている点と、税効果会計について重要性が低い場合には「採用する必要がない」と明記し、回収不確実な「繰延税金資産を計上しない」

としている点と、そして注記事項として記載すべき事項を規定している点とを除けば、本文の規定に大きな差はない。しかし、各項目毎に「運用指針」という添え書きを付すことにより、実際の「計算書類作成等の規範となるよう」に（日税連，2002.12. 前文），具体性をもたせてある。そして「運用指針」の規定には、法人税法に準拠したり，同施行令や基本通達の計算方法を容認するものが多い。

2-3 会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の概要と特徴

「会計士協会報告」は、前述のように、「Ⅰ 中小会社の会計のあり方について」と「Ⅱ 個別項目の会計処理」の2部構成になっているが、Ⅱで取り上げられている個別項目は以下の通りである。すなわち、「1. 債権金額と取得価額の差額の処理」，「2. 売買目的有価証券の処理」，「3. その他有価証券の処理」，「4. 市場価格のある有価証券の減損処理」，「5. 市場価格のない有価証券の減損処理」，「6. ゴルフ会員権の減損処理」，「7. たな卸資産の評価方法」，「8. たな卸資産の評価損の計上方法」，「9. 前払費用，未収収益，未払費用及び前受収益の会計処理」，「10. 有形固定資産の減価償却」，「11. 租税特別措置法による特別償却」，「12. 圧縮記帳」，「13. ソフトウェアの会計処理」，「14. 税効果会計適用の要否及び注記事項」，「15. 繰延税金資産の回収可能性について」，「16. 繰延資産の会計処理」，「17. 研究開発費の会計処理」，「18. 賞与引当金の計上基準」，「19. 貸倒引当金の計上基準」，「20. 退職給付債務の計上基準」，「21. ヘッジ有効性判定の時期・頻度」，「22. リース取引の会計処理及び注記」，「23. 外貨換算の会計処理」，および「24. 修正後発事象」の24項目である（通し番号は「会計士協会報告」の原文のまま）。「会計士協会報告」は、見出を細かくしてあるために、扱い項目数が「日税連基準」に比して多いように見えるが、「日税連基準」にない項目はゴルフ会員権とソフトウェアと修正後発事象だけである。逆に「日税連基準」にある、のれん，収益・費用の計上，資本金・剰余金，およびキャッシュフロー計算書に関する項目が「会計士協会報告」にはない。また、「日税連基準」では独立の項目として設けている注記に関する規定が、「会計士協会報告」では各項目に分散している。

「会計士協会報告」のこれらの個別項目に関する規定では、企業会計審議会および企業会計基準委員会が制定した会計原則や会計基準およびそれらの実務指針を「現行の会計基準」として取り上げ、中小会社がそれらの規定によらずに簡便法によることが容認される場合にその簡便法を記すという表現形式になっている。この点は、前記の「中小企業庁報告書」および「日税連基準」と異なっている。会計士協会がいわゆる「シングルスタンダード論」の立場を明言していることからすれば、当然の表現形式とはいいい得るだろう。しかし、規定された簡便法の内容は、「中小企業庁報告書」や「日税連基準」のものと、結果的に大きな差のないものとなっている。

3 日税連基準および会計士協会報告の性格と問題点

3-1 日本税理士会連合会「中小会社会計基準」の性格と問題点

「日税連基準」には、前述のように、「この中小会社会計基準は、……実務に定着することにより、商法上の「公正なる会計慣行」又は法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として認められることが期待され」と（日税連，2002.12. 前文。「 」内も原文のまま）謳われている。そして、「日税連基準」の社会慣行化を図るために日税連は、「全会員に中小会社会計基準を配布する一方で中小企業庁とタイアップ，商工三団体にその作成指導と協力を依頼していく。また，国民生活金融公庫には，会計基準にそった計算書類が添付された融資申込書に対する配慮をお願いし，賛同を得ている。さらに，信用保証協会にも協力を依頼し，同意を得ている」（『速報税理』2003.4.1, 1 頁）という。そして，日税連は2003年3月1日付けで「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を作成して，インターネットのホームページ上などで公開している。

このように、「日税連基準」の社会慣行化が図られているが，会計基準設定主体としての日税連の正統性が曖昧であるのは問題であろう。これは，ひとり「日税連基準」のみならず，後にも記すように，会計基準・会計原則一般に関する日本の会計制度全体の問題であるといえるのではないだろうか。ただ，いずれにしても，日税連は中小会社の会計基準を設定した自己の立場を明言した方が良いのではないだろうか。

基準の内容については，税法基準に寄り掛り過ぎているのが問題であろう。実務に配慮するために止むを得ない面もあるだろうし，「会計基準として合理性が認められれば」（日税連，2002.12. 前文）という限定が付されてはいる。しかし，「なりふり構わぬ税収確保のため」に（中村，2001, 4 頁）「税法は1998年の改正で「課税ベースの拡大」と称して課税所得計算のルールを大幅に変更し」（中村，同頁。「 」内も原文のまま），その傾向が続いている現状で，法人税法の取扱通達まで「参酌することに留意する」（日税連，前掲文）としているのは疑問である。むしろ，かつての「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（1952年，1966年）や「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（1960～1962年）のように，妥当な会計処理に基づいて課税所得計算をするように税法側に働きかけるべきではないだろうか。

3-2 会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の性格と問題点

「会計士協会報告」では，既述のように，いわゆるシングル・スタンダード論の立場を強調し，「中小会社特有の会計基準を別個に設定する必要があるとする……考え方は採用されるべきではない」と（JICPA，2003, 4 頁），いわゆるダブル・スタンダード論を否定している。しかし，そのような基本的な考え方自体に疑問を感じざるを得ない。「会計士協会報告」は，冒頭の「中

小会社の会計のあり方の検討の必要性」の部分で、英国・米国の会計基準や国際会計士連盟の報告がシングル・スタンダード論の立場を採っているという(JICPA, 2003, 2頁)。しかし、同報告にもあるとおりに英国では「小規模事業体に対する財務報告基準」が制定されている。米国では、会計基準のもたらす影響が大会社と小会社とでは異なり、そこから生じるマクロ経済的帰結の重大さから、「小会社会計の問題別制度化から……小会社選好会計の存続保証への重点以降が観察される」(高寺, 2002, 180-181頁)のである。

そもそも、日本での状況を論じる前に海外の動向に依存するという発想自体が問題である。日本の国情を無視した英米流制度の導入が、英国・米国でのように機能しないことは、例えば政治制度改革における小選挙区制導入をみるまでもなく、明治以来の日本の会計の歴史を検討すれば明白である。1949年制定の「企業会計原則」は当時のアメリカ会計原則の強い影響を受け、最近のいわゆる「会計ビッグバン」は、「自発的な改革でないことから、……「アメリカの圧力に屈した改革」とも評される(田中, 2003, 17頁。「」内も原文のまま)ことがあるように、米国流の思考に基づく会計原則・基準が大幅に導入された。アメリカの会計制度は、会計が本来もつ利害調整機能と情報提供機能との2つの機能のうち、情報提供機能が分離されて制度化されたという面がある。そして、それは一方では、「会計的自由の確保=公的統制反対を唱える財界と……私的統制をつよく求める会計士業界との利害の共通性を基盤にした力の作用によって」形成された(津守, 2002, 86頁)、公的統制を回避する手段であり、他方では、公正な証券市場を育成するというマクロ経済政策の一環であったのである。そのような歴史的認識や経済的・経営的環境への考慮を欠いた指針作りや、証券市場を前提とした米国流の会計基準を株式非公開会社にも一律に適用すべきとする考え方には問題がある。

「会計士協会報告」は、シングル・スタンダード論に立つとはいうものの、中小会社向けの「簡便法等」を多くの個別項目に対して設けることにより、結果的には「中小企業庁報告書」や「日税連基準」と実質的内容に大差のないものとなっていることは、既述の通りである。したがって、シングル・スタンダード論の強調はかえって誤解と混乱を与えかねないのではないだろうか。「会計士協会報告」が、取えて、シングル・スタンダード論に固執する意図が不明である。また、税法基準への「配慮」は、上述の「日税連基準」と同様の問題を抱えているといえる。

会計基準設定主体について「会計士協会報告」は、「中小会社の会計基準のあり方を明確にする必要がある場合は、企業会計基準委員会が行うべきもの」と述べていて(同, 2頁)、企業会計基準委員会が、従来の企業会計審議会に代わって、今後の唯一の会計基準設定主体と考えているようである。しかし、従来、企業会計審議会が設定した「企業会計原則」等が商法上の「公正なる会計慣行」または法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として十分に認知されてきたとは言い難い。企業会計基準委員会の基準設定主体としての法的正統性は、企業会計審議会よりもむしろ曖昧であり、この点は米国のFASBなど欧米の「民間」基準設定主体と

は全く異なる（企業会計基準委員会の運営母体である財団法人財務会計基準機構の1口20万円の法人会費が、上場企業の34%からしか集まらない（日本経済新聞、2003.8.22）ことは、上場企業の6割以上が本音では企業会計基準委員会の社会的正統性を認めたくないことを意味しているといえるのではないだろうか）。また、もし企業会計基準委員会が唯一の会計基準設定主体であるのならば、「企業会計基準委員会との協議によるプロジェクトチーム」（JICPA、2003、2頁）の成果であるこの「会計士協会報告」を会計士協会が独自に公表し、それに対する企業会計基準委員会からの積極的な言及が見当たらないことは、奇妙に感じられる。それはともかく、会計基準設定主体については、拙本稿の考察範囲を超えるが、日本の会計制度全体のあり方の問題として改めて検討し直されるべきではないだろうか。

おわりに

本稿では以上のように、経済産業省中小企業庁の公表した「中小企業の会計に関する研究報告書」、日本税理士会連合会の発表した「中小会社会計基準」、および日本公認会計士協会の会計制度委員会研究報告第8号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の検討を試みた。この三者で示された基本的考え方や個別項目等に関する会計処理方法の指針・基準は、考え方の強調点や計算方法の細部の点においては違いがあるものの、大筋においては同様のものとなっている。

今後、中小企業の会計実務は、これらの指針・基準で提示された会計処理方法を考慮して行われるケースが増えていくだろうと思われるが、いずれにしても、株式非公開の中小会社の会計に関する論議は、まだ、緒に付いたばかりといえよう。これからは、中小会社の会計の問題が会計研究者にも広くとりあげられ、税理士・公認会計士などの会計専門職や学者を包含する会計人のみならず、官公庁や法曹界の関係者も含めて、中小企業の経営に関与する人々の間で中小会社会計に関する論議が発展・充実していくことが望まれる。そして、中小会社の会計基準の重要性が、まず、中小企業の経営者に理解され、それを前提として、適正な会計処理・表示を行っている計算書類が金融機関関係者やその他の利害関係者に正しく認知されるようになることを期待して止まない。

【資料】

経済産業省中小企業庁・中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会報告書」、同「中小企業の会計に関する研究会報告書の概要」、2002年6月、http://www.chusho.mete.go.jp/chu_top.html

日本公認会計士協会（JICPA）・会計制度委員会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告（経過報告）」2002年6月10日、http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20030602-02.pdf（『JICPAジャーナル』2002年8月号に掲載）

日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（会計制度委員会研究報告第8号）2003年6月2日、http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20020614.html（『JICPAジャーナル』2003年7月号に抜粋掲載）

日本税理士会連合会 (日税連) ・中小会社会計基準研究会 「『中小会社会計基準研究会』報告書～中小会社会計基準草案～」2002年9月3日, http://www.nichizeiren.or.jp/01_whats/tp01.asp (『月刊税理』平成15年11月号に掲載)

日本税理士連合会 「中小会社会計基準」2002年12月19日, http://www.nichizeiren.or.jp/01_whats/tp01.asp (『月刊税理』平成15年2月号に掲載)

【参考文献】

加古宜士・北川慎介・坪田秀治・加藤厚・勝野成紀・柳澤義一「座談会：中小会社の会計のあり方について—日本公認会計士協会及び中小企業庁研究報告書の討論—」『JICPA ジャーナル』2002年10月号。

北川慎介「中小企業の「望ましい会計」を求めて—中小企業の会計に関する研究報告書, 公表」『旬刊経理情報』(中央経済社)2002年8月1日号

北川慎介「中小企業の現状」, 武田隆二 [編著]『中小会社の会計』中央経済社, 2003年

品川芳宣「日税連「中小会社会計基準」の趣旨と役割」『月刊税理』2003年4月号

品川芳宣・大西 修・高橋泰三・宮口定雄「座談会：「中小会社会計基準」と信頼される中小会社の計算書類」『月刊税理』2003年5月号

武田隆二・河崎照行・弥永真生・宮口貞雄・北川慎介「特別座談会：「中小企業の会計に関する研究報告書」をめぐって」『税経通信』2002年10月号

高寺貞男「会計と市場」昭和堂, 2002年

田中 弘『時価会計不況』《新潮新書》新潮社, 2003年

中小企業庁 [編]『中小企業白書 2003年版——再生と「企業家社会」への道——』ぎょうせい, 2003年

津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店, 2002年

中村 忠「制度会計のデザイン」, 中村忠 [編著]『制度会計の変革と展望』白桃書房, 2001年

宮口定雄・品川芳宣・弥永真生「座談会：中小会社会計基準をめぐって—中小企業庁「研究会報告書」をもとに—」『税務広報』(中央経済社) Vol. 50/No. 10 (2002年9月号)

宮口定雄・杉田宗久 [編]『中小会社の会計基準と税務』清文社, 2003年

「森金次郎日本税理士会連合会会長に聞く：中小会社会計基準の社会慣行化に努める」『旬刊速報税理』(ぎょうせい) 2003年4月1日号

柳澤義一「中小企業の会計実務早わかり—日本公認会計士協会, 中小企業庁の研究報告解説—」税務研究会出版局, 2003年